地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり
三重県議会議員　県政レポート

長田たかひさ

2018年 1月
No.36

事務所
〒519-0124　亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700　FAX 0595-82-8775
ホームページ　http://www.enjoy-nagata.jp/

所属委員会等
- ●総務地域連携常任委員会　委員(総務部、地域連携部、選挙管理委員会、収用委員会の所管及びこれに関連すること)
- ●予算決算常任委員会　委員
- ●働き方改革調査特別委員会　委員
- ●選挙区調査特別委員会　委員
- ●議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議　委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

平成29年定例会（11月～12月）から

平成 29 年度一般会計補正予算（第 7 号）

三重県災害見舞金：　２８１１万円
三重県災害見舞金支給制度を創設し、平成 29 年台風第 21 号により住家が全壊するなどの被害を受けた被災者に災害見舞金を支給する。

＊三重県災害見舞金支給制度

① 制度の概要
　県内で発生した暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による被害（以下、「災害」という。）を受けた被災者に対して、見舞金を支給する。

② 対象災害
　県内のいずれかの市町に被災者生活再建支援法が適用された災害。

③ 対象者
　住家が全壊、半壊又は床上浸水した世帯

④ 支給金額
　市町が災害見舞金を支給する場合に下記金額を支給
　全壊 10 万円　　半壊 5 万円　　床上浸水 2 万円

台風 第 21・22 号 に係る被害状況
（H29. 11. 24 現在）

	三重県内	亀山市
全壊	1 市 1 棟	0棟
半壊	4市町181棟	0棟
床上浸水	13市町688棟	2棟
床下浸水	21市町1,328棟	1棟

三重県国民健康保険条例

国民健康保険法の一部改正に伴い、県が国民健康保険事業を運営するために必要な事項を定める。

（主な制定内容）
① 三重県国民健康保険運営協議会を設置し、委員の定数を 12 人以内とする。
② 国民健康保険保険給付費等交付金の算定に係る規定を定める。
③ 国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定を定める。
④ 財政安定化基金拠出金に係る規定を定める。
⑤ 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく三重県国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、三重県国民健康保険事業特別会計を設置する。

<< ～国民健康保険の財政運営の県一元化にむけて～ >>

1　平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険の財政運営が県に一元化されます。

　これまで各市町それぞれで運営されてきた国民健康保険事業が、県に設置される特別会計で一元的に財政運営されることとなります。
　これにより、規模が小さくて財政運営が不安定だった小規模市町が安心して保険事業を行うことができます。

2　被保険者（国保加入者）の皆様の手続きや対応窓口は変わりません。

　保険証の発行・資格管理はこれまでどおり各市町で行います。また、各市町で行っている健康づくり事業等もこれまでどおり各市町が行います。
　医療給付費の支払いについても、これまでどおり市町から国保連合会を通じて各医療機関に行われます。

3　制度改正を原因とした市町の負担増はありません。

　今回、平成 30 年度の県当初予算、各市町の当初予算を編成するために必要な各種推計値や国と県の新しい交付金等の配分ルールに基づいて、必要な費用の推計（試算）を行いました。
　今回の制度改正に伴って県は、制度が変わることによる増額が生じた場合は全て補てんすることとしましたので、集めなければならない保険料（税）が増える市町はなく、29 市町全ての負担が減少する結果となりました。

4　制度改正に関わらない保険料（税）の増減は一定見込まれます。

　県全体での被保険者（国保加入者）の数は約 2 万 1 千人程度減少すると予想されています。また、医療の高度化や患者の高齢化に伴い、医療給付費は増加傾向にあり、平成 28 ～ 30 年度の 2 年間の県平均で、一人あたり 6.17%の負担増の推計となっています。
　こうしたことから、被保険者（国保加入者）一人あたりで考えると負担が増える場合があり、被保険者（国保加入者）の減少が著しい市町においては、この影響額が大きくなる傾向があります。

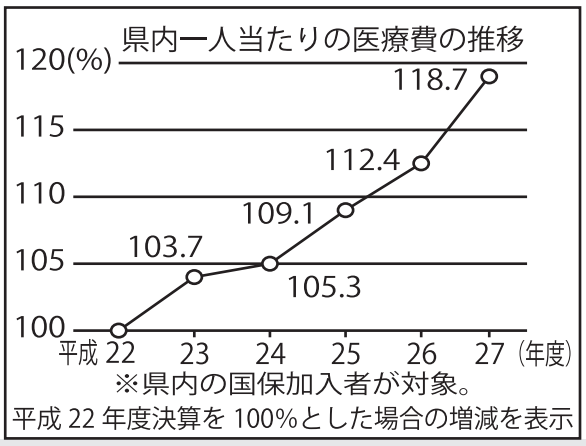

※県内の国保加入者が対象。
平成 22 年度決算を 100%とした場合の増減を表示

< 概要及び県と市町の役割 >

概要　国民健康保険の加入者は、高齢者や低所得者の割合が高く、尚且つ、運営単位が市町村であったため、規模の小さい保険者 (市町) ほど財政運営が厳しく、不安定になる傾向が強くなってきため、平成３０年度から財政面での運営単位を県とすることで、スケールメリットを発揮し、持続可能な制度を目指す。

県の役割　県内市町が医療費等を給付するために必要とされる費用（納付金）を徴収し、これに国や県からの交付金等を加えたものを特別会計として設置・管理し、市町が医療費等を支払う時に合わせて配分する。

市町の役割　県へ支払う納付金の他に市町独自の保健サービスや別途交付されている国・県補助金などを勘案し、実際に住民（被保険者）からいただくべき保険料（税）を決定し、賦課・徴収を行う。

保険証の発行・資格管理、健康づくり事業等はこれまで同様に引き続き行う。医療給付費の支払いについても、これまでどおり市町から国保連合会を通じて各医療機関に行う。

< 平成 30 年度からの国保財政運営の仕組み >

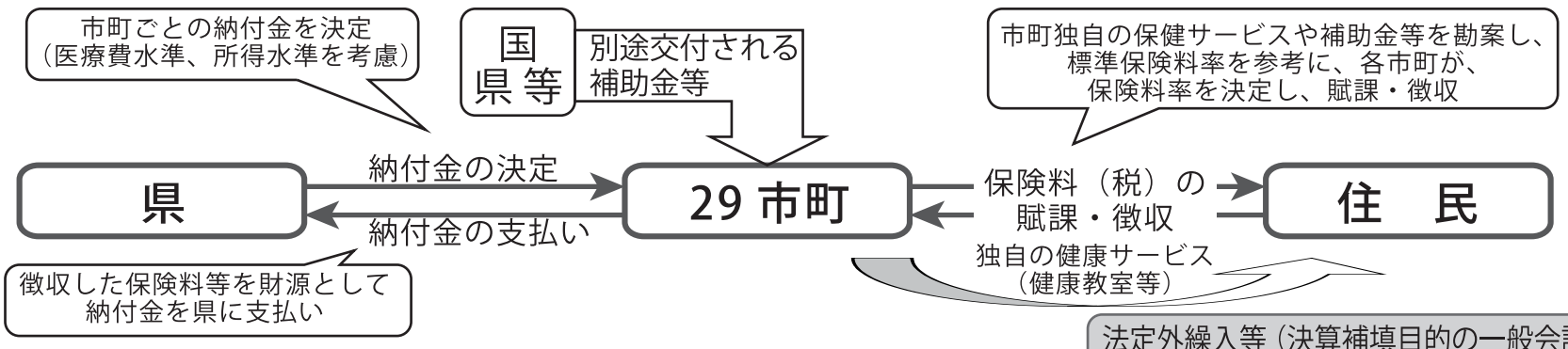

< 国保財政の都道府県一元化に伴う必要な費用の推計について >

法定外繰入等（決算補填目的の一般会計繰入、市町基金からの取崩、前年度繰越金等）は勘案していないため、実際の保険料よりも高くなっている場合があります。

	納付金	▲公費等	保険料			被保険者数		一人あたり保険料（注1）	
	H30	＋市町個別事業	H30	H28	増減額	H28	H30	H28	H30
	Ⓐ	－Ⓑ＋Ⓒ	Ⓓ	Ⓓ'	Ⓓ－Ⓓ'				
三重県	48,954,915,860	▲ 14,669,193,146	34,285,722,714	36,105,874,917	▲ 1,820,152,203	411,223	390,441	104,397	105,276
津市	7,505,955,988	▲ 2,260,693,356	5,245,262,632	5,375,959,744	▲ 130,697,112	60,254	56,827	105,617	109,303
四日市市	8,137,989,911	▲ 2,315,438,789	5,822,551,122	5,836,689,875	▲ 14,138,753	64,992	61,850	107,843	112,076
伊勢市	3,280,892,225	▲ 1,082,501,303	2,198,390,922	2,225,586,001	▲ 27,195,079	30,077	28,378	88,279	92,425
松阪市	4,405,822,193	▲ 1,797,695,192	2,608,127,001	2,875,836,243	▲ 267,709,242	38,830	36,456	91,385	87,487
桑名市	3,698,135,370	▲ 793,597,127	2,904,538,243	2,930,147,894	▲ 25,609,651	28,756	27,495	119,415	123,224
鈴鹿市	4,967,363,194	▲ 1,506,352,310	3,461,010,884	4,089,732,601	▲ 628,721,717	41,558	39,243	113,442	104,895
名張市	1,961,672,538	▲ 555,863,942	1,405,808,596	1,406,101,086	▲ 292,490	18,131	17,608	93,255	96,197
尾鷲市	561,340,242	▲ 117,492,954	443,847,288	447,166,904	▲ 3,319,616	5,062	4,786	104,680	110,300
亀山市	1,145,303,571	▲ 332,335,024	812,968,547	813,070,956	▲ 102,409	9,864	9,660	98,395	101,057
鳥羽市	833,720,884	▲ 212,707,729	621,013,155	671,443,129	▲ 50,429,974	6,744	6,403	115,708	116,088
熊野市	590,862,141	▲ 221,489,916	369,372,225	434,029,670	▲ 64,657,445	5,416	5,197	94,684	86,480
いなべ市	1,157,141,236	▲ 247,652,630	909,488,606	957,007,351	▲ 47,518,745	9,229	8,884	121,938	121,595
志摩市	1,794,678,332	▲ 584,053,702	1,210,624,630	1,276,264,375	▲ 65,639,745	15,871	14,799	95,896	101,812
伊賀市	2,416,362,961	▲ 644,780,186	1,771,582,775	1,771,853,563	▲ 270,788	20,637	19,732	103,432	109,764

(注 1)　医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算しており、医療・後期の被保険者数と介護の被保険者数が異なるため、「一人あたりの保険料＝保険料総額 ÷ 被保険者数」とはなりません。

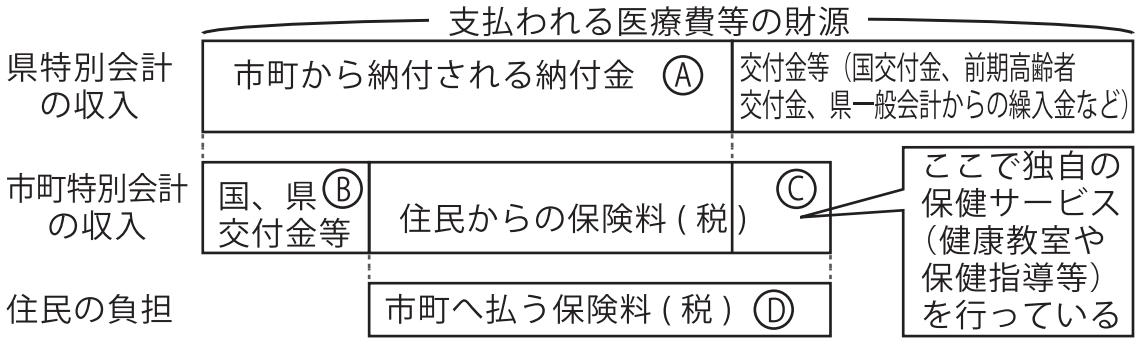

●医療給付費の伸び率等　県平均

	一人あたり額
平成 28 年度	302,436
平成 30 年度見込	321,095
H28 ～ H30 の差	18,659
H28 ～ H30 の伸び率 (2 ヵ年)	6.17%

1 年伸び (=√2 年伸び) 3.03%

◇県政報告会を行っています

584回	10月14日	亀山市林業総合センター	589回	11月11日	御幸地区コミュニティセンター	594回	11月23日	小野町公民館	599回	12月09日	城北地区コミュニティセンター
585回	10月15日	古厩集会所	590回	11月12日	富士ハイツ公民館	595回	11月25日	南條公民館	600回	12月09日	山下農事集会所
586回	10月22日	徳原農事集会所	591回	11月12日	落針公民館	596回	11月26日	野村地区コミュニティセンター	601回	12月10日	野尻公民館
587回	10月28日	萩原公民館	592回	11月18日	城西地区コミュニティセンター	597回	11月28日	住山公民館	602回	12月16日	木下町公民館
588回	11月05日	羽若町公民館	593回	11月19日	城東地区コミュニティセンター	598回	12月03日	梶ヶ坂公民館	603回	12月17日	道野公民館